

○文部科学省告示第四百四号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を次のとおり指定する。

令和三年六月二十九日

文部科学大臣 萩生田 光一

一 オリンピックススタジアム及び東京体育館

期間	対象大会関係施設の所在地				対象大会関係施設の区域
令和三年七月十四日から同年九月六日まで	東京都新宿区	東京都渋谷区	東京都新宿区	東京都渋谷区	東京都港区
	霞ヶ丘町十番一号	千駄ヶ谷一丁目十七番一号	霞ヶ丘町（次の図面に示す部分に限る。）	千駄ヶ谷一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	北青山一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	
	<p>東京都新宿区</p>	<p>霞岳町、霞ヶ丘町、信濃町、大京町、内藤町及び南元町 （いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
	<p>東京都渋谷区</p>	<p>神宮前二丁目及び三丁目並びに千駄ヶ谷（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>東京都港区</p>	<p>北青山一丁目から三丁目まで、南青山一丁目から三丁目まで及び元赤坂二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>	

三 日本武道館

<p>期間</p>	<p>令和三年七月十七日から同年八月八日まで及び二十四日から三十日まで</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>
<p>対象大会関係施設 の区域</p>	<p>東京都渋谷区</p> <p>神南（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>宇田川町、渋谷一丁目、神宮前一丁目、五丁目及び六丁目、神南並びに代々木神園町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
<p>対象大会関係施設 の所在地</p>	<p>東京都渋谷区</p> <p>神南二丁目一番一号</p>
<p>期間</p>	<p>令和三年七月十六日から同年九月五日まで</p>

対象大会関係施設の所在地	東京都千代田区	北の丸公園二番三号
対象大会関係施設の区域	東京都千代田区	北の丸公園（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都千代田区	飯田橋一丁目、神田神保町三丁目、北の丸公園、九段北一丁目及び二丁目、九段南一丁目及び二丁目、三番町、千代田、一ツ橋一丁目並びに富士見一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

四 東京国際フォーラム

期間	令和三年七月十九日から同年八月三十一日まで
----	-----------------------

五 国技館

対象大会関係施設 の所在地	東京都千代田区	丸の内三丁目五番一号
	東京都千代田区	丸の内三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 の区域	東京都千代田区	皇居外苑、丸の内及び有楽町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	東京都中央区	銀座一丁目から四丁目まで及び八重洲二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
期間	令和三年七月十八日から同年八月八日まで	

備考	対象大会関係施設の所在地	東京都墨田区	横網一丁目三番二十八号
	対象大会関係施設の区域	東京都墨田区	横網一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都墨田区	石原一丁目、亀沢一丁目、緑一丁目、横網及び両国（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
		東京都台東区	蔵前一丁目及び柳橋（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	東京都中央区	東日本橋二丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

- 備考
- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
 - 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。
 - 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域

の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

六 馬事公苑

期間	令和三年七月六日から同年九月四日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都世田谷区	上用賀二丁目一番一号
対象大会関係施設の区域	東京都世田谷区	上用賀一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都世田谷区	上用賀一丁目から四丁目まで、桜三丁目、桜丘一丁目及び三丁目、桜新町二丁目、弦巻四丁目及び五丁目並びに用賀三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は</p>	

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

七 武蔵野の森総合スポーツプラザ及び東京スタジアム

期間	令和三年七月九日から同年八月八日まで		
対象大会関係施設の所在地	東京都調布市	西町二百九十番地十一及び西町三百七十六番地三	
対象大会関係施設の区域	東京都調布市	西町（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都調布市	上石原一丁目、飛田給一丁目、西町並びに富士見町一丁目及び四丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	東京都府中市	朝日町三丁目並びに白糸台三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考	東京都三鷹市	大沢五丁目（次の図面に示す部分に限る。）	
	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>		

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

八 武蔵野の森総合スポーツプラザ

期間	令和三年八月九日から三十日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都調布市	西町二百九十番地十一
対象大会関係施設の区域	東京都調布市	西町（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都府中市	飛田給一丁目及び西町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 朝日町三丁目並びに白糸台三丁目及び六丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

九 武蔵野の森公園

備考	期間	令和三年七月十九日から二十六日まで	
	対象大会関係施設の所在地	東京都府中市	朝日町三丁目五番地の十二
	対象大会関係施設の区域	東京都府中市	朝日町三丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都調布市	朝日町二丁目及び三丁目並びに多磨町一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 西町及び野水一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都三鷹市	大沢六丁目（次の図面に示す部分に限る。）	

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少
なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は
、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十 大井ホッケー競技場

期間	令和三年七月七日から同年八月七日まで	
対象大会関係施設 の所在地	東京都品川区	八潮四丁目一番十九号
	東京都大田区	東海一丁目二番一号
対象大会関係施設 の区域	東京都品川区	八潮四丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	東京都大田区	東海一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	東京都品川区	八潮三丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部 分に限る。）
	東京都大田区	東海一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄 に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少</p>	

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三 側端の少なくとも一方がこの表の対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区域は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

十一 海の森クロスカントリーコース及び海の森水上競技場

期間	令和三年七月五日から同年八月二日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	海の森三丁目六番四十四号及び三番七十二号
対象大会関係施設の区域	東京都江東区 次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた	海の森及び中央防波堤埋立地（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十五度三十五分五十秒、東経百三十九度四十七分五十秒の点 二 北緯三十五度三十六分三十一秒、東経百三十九度四十九分八秒の点 三 北緯三十五度三十六分二十六秒、東経百三十九度四十九分十二秒の点

	対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域	
区域	東京都江東区 東京都大田区	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる
四 北緯三十五度三十五分五十八秒、東経百三十九度四 十八分二十秒の点 五 北緯三十五度三十五分五十秒、東経百三十九度四十 八分二十六秒の点 六 北緯三十五度三十五分四十六秒、東経百三十九度四 十八分二十秒の点 七 北緯三十五度三十五分五十四秒、東経百三十九度四 十八分十三秒の点 八 北緯三十五度三十六分四十四秒、東経百三十九度四 十七分五十五秒の点	海の森及び中央防波堤埋立地（いずれも次の図面に示す 部分に限る。）	令和島（次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十五度三十六分二十四秒、東経百三十九度四 十七分五十四秒の点 二 北緯三十五度三十六分二十八秒、東経百三十九度四

備考		
	<p>点と五に掲げる 点とを結んだ線 により囲まれた 区域のうち陸地 以外の区域</p>	<p>十七分五十四秒の点 三 北緯三十五度三十六分五十二秒、東経百三十九度四 十八分三十九秒の点 四 北緯三十五度三十六分三十秒、東経百三十九度四十 九分二十六秒の点 五 北緯三十五度三十六分十二秒、東経百三十九度四十 九分二十二秒の点 六 北緯三十五度三十五分五十秒、東経百三十九度四十 八分二十六秒の点 七 北緯三十五度三十五分三十八秒、東経百三十九度四 十八分三十六秒の点 八 北緯三十五度三十五分三十五秒、東経百三十九度四 十八分二十九秒の点 九 北緯三十五度三十五分四十六秒、東経百三十九度四 十八分二十秒の点</p>

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域に含まれない道路の部分及び側端の少くなくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十二 海の森水上競技場

期間	令和三年八月三日から同年九月五日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	海の森三丁目六番四十四号
対象大会関係施設の区域	東京都江東区	海の森及び中央防波堤埋立地（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線	<p>一 北緯三十五度三十五分五十秒、東経百三十九度四十七分五十秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十六分三十一秒、東経百三十九度四十九分八秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十六分二十六秒、東経百三十九度四</p>

対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域			
		東京江東区	東京江東区
次に掲げる点を 順次に結んだ線	東京都大田区	令和島（次の図面に示す部分に限る。）	十九分十二秒の点 四 北緯三十五度三十五分五十八秒、東経百三十九度四十八分二十秒の点 五 北緯三十五度三十五分五十秒、東経百三十九度四十八分二十六秒の点 六 北緯三十五度三十五分四十六秒、東経百三十九度四十八分二十秒の点 七 北緯三十五度三十五分五十四秒、東経百三十九度四十八分十三秒の点 八 北緯三十五度三十五分四十四秒、東経百三十九度四十七分五十五秒の点
	海の森及び中央防波堤埋立地（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度三十六分四十二秒、東経百三十九度四十八分四十七秒の点	

	及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域	二 北緯三十五度三十六分四十七秒、東経百三十九度四十九分一秒の点 三 北緯三十五度三十六分三十二秒、東経百三十九度四十九分二十八秒の点 四 北緯三十五度三十六分十一秒、東経百三十九度四十九分二十三秒の点
次に掲げる点を順次に結んだ線及び五に掲げる点と八に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	五 北緯三十五度三十五分五十秒、東経百三十九度四十分二十六秒の点 六 北緯三十五度三十五分三十八秒、東経百三十九度四十分三十六秒の点 七 北緯三十五度三十五分三十五秒、東経百三十九度四十分二十九秒の点 八 北緯三十五度三十五分四十六秒、東経百三十九度四十分二十秒の点	

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十三 カヌー・スラロームセンター

期間	令和三年七月六日から同年八月一日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江戸川区	臨海町六丁目一番一号
対象大会関係施設の区域	東京都江戸川区	臨海町六丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都江戸川区 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と五に掲げる 点とを結んだ線	臨海町六丁目（次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十五度三十八分四十七秒、東経百三十九度五十分五十九秒の点 二 北緯三十五度三十八分四十八秒、東経百三十九度五十分四十八秒の点 三 北緯三十五度三十八分二十八秒、東経百三十九度五

	<p>により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>	<p>十分四十九秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十八分十九秒、東経百三十九度五十分二十秒の点</p> <p>五 北緯三十五度三十八分二十二秒、東経百三十九度五十一分二十七秒の点</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

十四 夢の島公園アーチエリー場

<p>期間</p>	<p>令和三年七月七日から同年九月五日まで</p>	
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>夢の島二丁目一番四号</p>
<p>対象大会関係施設</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>夢の島一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分</p>

の区域	対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	に 限 る 。)
	東京都江東区	新木場一丁目及び夢の島（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十に掲げる点を結んだ線より囲まれた区域のうち陸地以外の区域	一 北緯三十五度三十八分五十秒、東経百三十九度四十九分二十秒の点 二 北緯三十五度三十八分五十秒、東経百三十九度四十九分十六秒の点 三 北緯三十五度三十八分五十三秒、東経百三十九度四十九分十三秒の点 四 北緯三十五度三十九分四秒、東経百三十九度四十九分十秒の点 五 北緯三十五度三十九分十二秒、東経百三十九度四十九分十六秒の点 六 北緯三十五度三十九分十六秒、東経百三十九度四十九分三十一秒の点 七 北緯三十五度三十九分十七秒、東経百三十九度四十九分三十一秒の点

<p>対象大会関係施設</p>	<p>東京都江東区</p>	<p>辰巳二丁目二番一号</p>	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域に項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		<p>九分四十四秒の点</p> <p>八 北緯三十五度三十九分十六秒、東経百三十九度四十九分五十秒の点</p> <p>九 北緯三十五度三十九分八秒、東経百三十九度五十分二秒の点</p> <p>十 北緯三十五度三十九分七秒、東経百三十九度五十分二秒の点</p>
<p>十五 東京アクアテイクスセンター</p>					
<p>期間</p>	<p>令和三年八月十日から同年九月四日まで</p>				

の所在地	東京都江東区	辰巳二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設の区域	東京都江東区	辰巳（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域	<p>一 北緯三十五度三十九分十六秒、東経百三十九度四十分三十九秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十九分十九秒、東経百三十九度四十分十二秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十八分五十四秒、東経百三十九度四十分十五秒の点</p> <p>四 北緯三十五度三十八分五十三秒、東経百三十九度四十分三秒の点</p>
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄</p>	

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

十六 東京アクアティクスセンター及び東京辰巳国際水泳場

期間	令和三年七月十二日から同年八月九日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都江東区	辰巳二丁目二番一号及び八番十号
対象大会関係施設の区域	東京都江東区	辰巳二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線	<p>新木場一丁目、辰巳及び夢の島一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>一 北緯三十五度三十九分十六秒、東経百三十九度四十分三十九秒の点</p> <p>二 北緯三十五度三十九分十九秒、東経百三十九度四十分十二秒の点</p> <p>三 北緯三十五度三十九分四秒、東経百三十九度四十九</p>

<p>対象大会関係施設</p>	<p>北海道札幌市中</p>	<p>大通西二丁目から四丁目まで</p>	<p>により囲まれた 区域のうち陸地 以外の区域</p>	<p>分十四秒の点</p>	<p>四 北緯三十五度三十九分五秒、東経百三十九度四十九分十八秒の点 五 北緯三十五度三十八分三十八秒、東経百三十九度四十九分二十二秒の点 六 北緯三十五度三十八分三十六秒、東経百三十九度四十九分十八秒の点</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>				

十七 札幌大通公園

期間

令和三年七月三十日から同年八月九日まで

対象大会関係施設

北海道札幌市中

大通西二丁目から四丁目まで

の所在地	中央区	
対象大会関係施設の区域	北海道札幌市中 中央区	大通西二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	北海道札幌市中 中央区	大通西一丁目から七丁目まで、大通東一丁目、北一条西一丁目から七丁目まで、北一条東一丁目、北二条西一丁目から四丁目まで、南一条西一丁目から七丁目まで、南一条東一丁目及び二丁目、南二条東一丁目及び二丁目並びに南二条西一丁目から六丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

期間	令和三年七月十三日から同年九月六日まで	
対象大会関係施設の所在地	千葉県千葉市美浜区	中瀬二丁目一番地
対象大会関係施設の区域	千葉県千葉市美浜区	中瀬二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	千葉県千葉市美浜区	豊砂、中瀬、浜田二丁目、ひび野二丁目及び美浜（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

十九 釣ヶ崎海岸サーフィンビーチ

期間	令和三年七月十二日から同年八月三日まで
----	---------------------

対象大会関係施設 の所在地		対象大会関係施設 の区域	対象大会関係施設 に係る対象大会関 係施設周辺地域
千葉県長生郡一 宮町	千葉県長生郡一 宮町	次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と四に掲げる 点とを結んだ海 岸線により囲ま れた区域	千葉県長生郡一 宮町
東浪見六千九百六十一の一	東浪見（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度二十分二十秒、東経百四十度二十三分 三十九秒の点 二 北緯三十五度二十分二十五秒、東経百四十度二十四 分二秒の点 三 北緯三十五度二十分四秒、東経百四十度二十四分八 秒の点 四 北緯三十五度十九分五十八秒、東経百四十度二十三 分四十六秒の点	東浪見（次の図面に示す部分に限る。）
	岬町中原（次の図面に示す部分に限る。）	一 北緯三十五度二十分三十三秒、東経百四十度二十三	次に掲げる点を

	<p>順次に結んだ線及び一に掲げる点と五に掲げる点とを結んだ海岸線により囲まれた区域</p>	<p>分三十七秒の点 二 北緯三十五度二十分三十四秒、東経百四十度二十四分十九秒の点 三 北緯三十五度十九分五十六秒、東経百四十度二十四分十九秒の点 四 北緯三十五度十九分五十二秒、東経百四十度二十四分十一秒の点 五 北緯三十五度十九分四十八秒、東経百四十度二十三分五十四秒の点</p>
<p>備考</p>	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

二十 さいたまスーパーアリーナ

期間	令和三年七月二十日から同年八月八日まで		
対象大会関係施設の所在地	埼玉県さいたま市中央区	新都心八番地	
対象大会関係施設の区域	埼玉県さいたま市中央区	新都心（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県さいたま市中央区	上落合及び新都心（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
備考	市大宮区	吉敷町二丁目及び四丁目、北袋町一丁目並びに錦町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

備考	期間	令和三年七月十一日から同年九月五日まで	
	対象大会関係施設の所在地	埼玉県新座市	新塚
	対象大会関係施設の区域	埼玉県新座市	新塚（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県新座市	栄四丁目、新塚、畑中二丁目及び馬場二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	埼玉県朝霞市	膝折及び溝沼（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	東京都練馬区	大泉学園町七丁目及び九丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

- 備考
- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は

、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十二 霞ヶ関カンツリー倶楽部

期間	令和三年七月二十二日から同年八月八日まで		
対象大会関係施設の所在地	埼玉県川越市	笠幡三千三百九十八番地	
対象大会関係施設の区域	埼玉県川越市	笠幡及びかすみ野三丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	埼玉県狭山市	柏原（次の図面に示す部分に限る。）	
	埼玉県日高市	下大谷沢（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県川越市	安比奈新田、笠幡及びかすみ野（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	
	埼玉県狭山市	柏原（次の図面に示す部分に限る。）	
	埼玉県日高市	下大谷沢（次の図面に示す部分に限る。）	
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄</p>		

に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少
なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は
、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十三 江の島ヨットハーバー

期間	令和三年七月十三日から同年八月五日まで	
対象大会関係施設 の所在地	神奈川県藤沢市	江の島一丁目十二番二号
対象大会関係施設 の区域	神奈川県藤沢市 次に掲げる点を 順次に結んだ線 及び一に掲げる 点と十五に掲げ る点とを結んだ 線により囲まれ た区域のうち陸 地以外の区域	江の島一丁目（次の図面に示す部分に限る。） 一 北緯三十五度十七分五十五秒、東経百三十九度二十 八分二十七秒の点 二 北緯三十五度十七分三十六秒、東経百三十九度二十 八分二十四秒の点 三 北緯三十五度十七分二十七秒、東経百三十九度二十 八分五十一秒の点 四 北緯三十五度十七分〇秒、東経百三十九度二十八分 五十一秒の点

-
-
- 五 北緯三十五度十六分五十四秒、東経百三十九度二十八分十八秒の点
 - 六 北緯三十五度十六分六秒、東経百三十九度二十八分六秒の点
 - 七 北緯三十五度十四分四十八秒、東経百三十九度二十八分六秒の点
 - 八 北緯三十五度十三分四十秒、東経百三十九度三十二分三十六秒の点
 - 九 北緯三十五度十三分四十九秒、東経百三十九度三十分二十八秒の点
 - 十 北緯三十五度十四分四十二秒、東経百三十九度三十分四十八秒の点
 - 十一 北緯三十五度十六分三十七秒、東経百三十九度三十二分五十四秒の点
 - 十二 北緯三十五度十七分四十八秒、東経百三十九度三十一分十八秒の点
-

	<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>
<p>江の島（次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>十三 北緯三十五度十七分五十七秒、東経百三十九度三十一分〇秒の点</p> <p>十四 北緯三十五度十八分十二秒、東経百三十九度二十九分六秒の点</p> <p>十五 北緯三十五度十八分〇六秒、東経百三十九度二十九分〇二秒の点</p>	<p>神奈川県藤沢市</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十四に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域のうち陸地以外の区域</p>
<p>一 北緯三十五度十八分三秒、東経百三十九度二十八分十五秒の点</p> <p>二 北緯三十五度十七分三十秒、東経百三十九度二十八分十二秒の点</p> <p>三 北緯三十五度十七分八秒、東経百三十九度二十八分三十五秒</p> <p>四 北緯三十五度十六分五十五秒、東経百三十九度二十八分五秒の点</p> <p>五 北緯三十五度十六分六秒、東経百三十九度二十七分</p>	

五十三秒の点

六 北緯三十五度十四分四十秒、東経百三十九度二十七分五十三秒の点

七 北緯三十五度十三分三十秒、東経百三十九度三十二分三十六秒の点

八 北緯三十五度十三分四十一秒、東経百三十九度三十分三十八秒の点

九 北緯三十五度十四分四十二秒、東経百三十九度三十分〇秒の点

十 北緯三十五度十六分四十二秒、東経百三十九度三十分四秒の点

十一 北緯三十五度十七分五十七秒、東経百三十九度三十一分三十三秒の点

十二 北緯三十五度十八分六秒、東経百三十九度三十一分四秒の点

十三 北緯三十五度十八分二十二秒、東経百三十九度二

十九分四秒の点
 十四 北緯三十五度十八分九秒、東経百三十九度二十八分四十二秒

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十四 伊豆ベロドローム及び伊豆MTBコース

期間	令和三年七月十一日から同年八月二十九日まで		
対象大会関係施設の所在地	静岡県伊豆市	静岡県伊豆市	大野千八百二十六番地
対象大会関係施設の区域	静岡県伊豆市	大野（次の図面に示す部分に限る。）	
対象大会関係施設	静岡県伊豆市	大野及び年川（いずれも次の図面に示す部分に限る。）	

に係る対象大会関係施設周辺地域	静岡県伊豆の国市	田原野及び長者原（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。		

二十五 富士スピードウェイ

期間	令和三年七月十二日から同年九月四日まで	
対象大会関係施設の所在地	静岡県駿東郡小山町	中日向六百九十四番地
対象大会関係施設の区域	静岡県駿東郡小山町	大御神及び中日向（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関	静岡県駿東郡小山町	大御神及び中日向（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

係施設周辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十六 あづま総合運動公園

期間	令和三年七月十七日から三十日まで
対象大会関係施設の所在地	福島県福島市
対象大会関係施設の区域	佐原神事場、佐原下林前及び佐原松ノ中（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	佐原井戸尻、佐原入佐原、佐原大平、佐原大豆柿下、佐原岡、佐原神事場、佐原上新田、佐原上原、佐原川久保、佐原北田、佐原熊野前、佐原作田、佐原桜沢前、佐原

備考			
	福島県福島市荒井	福島県福島市上名倉	<p>下新田、佐原下林、佐原下林前、佐原新桜沢、佐原善九郎、佐原櫛田、佐原辰道、佐原田中内、佐原田中前、佐原東久保、佐原中原、佐原七金坪、佐原二後関前、佐原西畑、佐原原、佐原前鳴沢、佐原前原、佐原前林、佐原孫石、佐原松ノ中、佐原本屋敷、佐原休石、佐原四金坪、佐原六金坪及び佐原割石（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>上鷺西、掃部新田、北水林、田猪、古屋敷及び水林（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p> <p>大石前、大縄場、大松、上室石、小室石、砂畑、中室石、縄添、水門及び焼林（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>

一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少

なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

二十七 横浜スタジアム

<p>期間</p>	<p>令和三年七月十四日から同年八月八日まで</p>	
<p>対象大会関係施設の所在地</p>	<p>横浜市中区</p>	<p>横浜公園</p>
<p>対象大会関係施設の区域</p>	<p>横浜市中区</p>	<p>尾上町一丁目、真砂町一丁目、港町一丁目及び横浜公園 (いずれも次の図面に示す部分に限る。)</p>
<p>対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>横浜市中区 相生町一丁目から四丁目まで、伊勢佐木町一丁目、扇町一丁目から三丁目まで、太田町一丁目から三丁目まで、翁町、尾上町一丁目から四丁目まで、寿町一丁目及び二丁目、末広町一丁目及び二丁目、住吉町一丁目から四丁目まで、常盤町一丁目から四丁目まで、日本大通、羽衣町一丁目及び二丁目、万代町一丁目及び二丁目、不老町一丁目及び二丁目、弁天通一丁目から三丁目まで、蓬萊町一丁目及び二丁目、真砂町、松影町一丁目及び二丁目</p>	

二十八 札幌ドーム

対象大会関係施設の区域	対象大会関係施設の区域	対象大会関係施設の所在地	対象大会関係施設の期間	<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
北海道札幌市豊平区	北海道札幌市豊平区	平区	令和三年七月十七日から二十九日まで		<p>、港町一丁目から四丁目まで、南仲通一丁目、山下町、横浜公園並びに吉浜町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）</p>
対象大会関係施設	対象大会関係施設	対象大会関係施設			
北海道札幌市豊平区	北海道札幌市豊平区	平区			
月寒東一条十五丁目から十八丁目まで、羊ヶ丘、福住三	羊ヶ丘（次の図面に示す部分に限る）	羊ヶ丘一番地			

に係る対象大会関係施設周辺地域	平区	条一丁目から五丁目まで及び福住二条一丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る）
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。		

二十九 宮城スタジアム

期間	令和三年七月十九日から同年八月一日まで	
対象大会関係施設の所在地	宮城県宮城郡利府町	菅谷館四十番一号
対象大会関係施設の区域	宮城県宮城郡利府町	菅谷榎及び菅谷館（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関	宮城県宮城郡利府町	菅谷、菅谷石場、菅谷榎、菅谷女ヶ沢、菅谷孝行松、菅谷孝行松下、菅谷棧敷、菅谷館、菅谷明神沢及び菅谷台

係施設周辺地域		二丁目から四丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

三十 茨城カシマスタジアム

期間	令和三年七月十八日から同年八月六日まで	
対象大会関係施設の所在地	茨城県鹿嶋市	神向寺二十六番地二
対象大会関係施設の区域	茨城県鹿嶋市	宮中及び神向寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関	茨城県鹿嶋市	明石、宮中及び神向寺（いずれも次の図面に示す部分に限る）

係施設周辺地域

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三十一 埼玉スタジアム 2002

期間	令和三年七月十九日から同年八月七日まで
対象大会関係施設の所在地	埼玉県さいたま市緑区
対象大会関係施設の区域	埼玉県さいたま市緑区
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	埼玉県さいたま市緑区
	美園二丁目一番
	美園二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
	代山、寺山、中野田並びに美園一丁目及び二丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
	尾ヶ崎、尾ヶ崎新田及び笹久保新田（いずれも次の図面

市岩槻区

に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三十一 横浜国際総合競技場

期間	令和三年七月十八日から同年八月八日まで
対象大会関係施設の所在地	神奈川県横浜市 港北区
対象大会関係施設の区域	神奈川県横浜市 港北区
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	小机町三千三百番地 小机町及び鳥山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。） 小机町、新横浜二丁目及び鳥山町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

備考

- 一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。
- 二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。

三十三 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会選手村

期間	令和三年七月三日から同年九月八日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都中央区	晴海四丁目五番一号
対象大会関係施設の区域	東京都中央区	晴海四丁目及び五丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	次に掲げる点を	一 北緯三十五度三十八分三十六秒、東経百三十九度四
		勝どき二丁目、四丁目及び六丁目、豊海町並びに晴海二丁目から五丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）

順次に結んだ線
及び一に掲げる
点と十に掲げる
点とを結んだ線
により囲まれた
区域のうち陸地
以外の区域

十六分二十四秒

二 北緯三十五度三十八分四十秒、東経百三十九度四十

六分十三秒

三 北緯三十五度三十九分〇秒、東経百三十九度四十五

分五十二秒

四 北緯三十五度三十九分九秒、東経百三十九度四十六

分三秒

五 北緯三十五度三十九分二十五秒、東経百三十九度四

十六分二十七秒

六 北緯三十五度三十九分二十七秒、東経百三十九度四

十六分四十六秒

七 北緯三十五度三十九分二十五秒、東経百三十九度四

十六分四十八秒

八 北緯三十五度三十九分十九秒、東経百三十九度四十

七分十四秒

九 北緯三十五度三十九分二秒、東経百三十九度四十七

対象大会関係施設 の区域	対象大会関係施設 の所在地	対象大会関係施設 の所在地	期間	<p>三十四 大磯プリンスホテル</p> <p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	
神奈川県中郡大磯町	神奈川県中郡大磯町	神奈川県中郡大磯町	令和三年七月九日から同年八月七日まで		
国府本郷及び国府新宿（いずれも次の図面に示す部分に	国府本郷（次の図面に示す部分に限る。）	国府本郷五百四十六番地			<p>分十二秒</p> <p>十 北緯三十五度三十八分五十三秒、東経百三十九度四十六分五十六秒</p>

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少くなくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	<p>に係る対象大会関係施設周辺地域</p>	<p>磯町</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と四に掲げる点とを結ぶ海岸線により囲まれた海域</p>	<p>限る。）</p> <p>一 北緯三十五度十七分五十五秒、東経百三十九度十六分三十七秒</p> <p>二 北緯三十五度十七分四十八秒、東経百三十九度十六分三十七秒</p> <p>三 北緯三十五度十七分四十八秒、東経百三十九度十七分四秒</p> <p>四 北緯三十五度十八分一秒、東経百三十九度十七分六秒</p>
	<p>秒</p>		

三十五 ラフォーレリゾート修善寺

期間	令和三年七月九日から同年八月十日まで	
対象大会関係施設の所在地	静岡県伊豆市	大平千五百二十九番地
対象大会関係施設の区域	静岡県伊豆市	大平（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	静岡県伊豆市	大平及び修善寺（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

三十六 ホテルオークラ東京

期間	令和三年七月十七日から同年八月九日まで
----	---------------------

対象大会関係施設の所在地	東京都港区	虎ノ門二丁目十番四号
対象大会関係施設の区域	東京都港区	虎ノ門二丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都港区	赤坂一丁目、愛宕一丁目、虎ノ門及び六本木一丁目（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考 <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>		

三十七 築地デポ

期間	令和三年七月二日から同年九月九日まで	
対象大会関係施設	東京都中央区	築地五丁目

の所在地	東京都中央区	築地五丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設の区域	東京都中央区	勝どき一丁目、三丁目及び五丁目、銀座八丁目、月島三丁目、築地三丁目から七丁目まで、豊海町並びに浜離宮庭園（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都中央区	勝どき一丁目、三丁目及び五丁目、銀座八丁目、月島三丁目、築地三丁目から七丁目まで、豊海町並びに浜離宮庭園（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 側端の少なくとも一方がこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	

期間	令和三年七月二日から同年九月九日まで	
対象大会関係施設の所在地	東京都中央区	晴海一丁目八番十一号
対象大会関係施設の区域	東京都中央区	晴海一丁目（次の図面に示す部分に限る。）
対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域	東京都中央区	勝どき二丁目及び四丁目、月島四丁目並びに晴海一丁目から三丁目まで（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
備考	<p>一 「次の図面」は省略し、その図面を文部科学省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象大会関係施設周辺地域に含まれるものとする。</p>	